

千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱の一部改正について

千葉県環境生活部自然保護課

1 概要

自然公園及び自然環境保全地域内に建築物等を建設する際、自然公園法等に基づき許可申請や届出が必要です。県では自然公園区域内等における景観保全のため、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」を定め、法令手続きの前に事業者との間で事前協議を行うこととしています。

今般、景観への影響が軽微な小規模建築物等を事前協議の対象から除外するとともに、市町村や学識経験者から意見を聴取するなどの運用の見直しを行います。

2 改正概要

(1) 事前協議の対象の見直し等（改正要綱第2条第4号、第3条第2号）

ア 小規模建築物等及び公共事業の除外

小規模建築物及び公共事業を、事前協議の対象から除外する。

*小規模建築物 特別地域内：500 m²以下の建築物等、

普通地域内：延べ面積1,000 m²以下の建築物等

イ 市町村長等への意見照会（改正要綱第6条）

市町村長及び学識経験者に対し、意見照会を行う。

(2) 環境調査に関する手続きの簡素化（改正要綱第7条）

要綱で独自に定めた「景観等影響評価」の手続きを改め、自然公園法施行規則等で必要とする調査に改める。

また、景観等影響評価専門委員会を廃止し、案件に応じ学識経験者に意見を聴くこととする。

(3) 所要の文言の整理

3 施行（予定）時期

平成29年4月を予定